

はじめに

中国では近年、『国家知的財産権戦略綱要』（2008）、『知的財産権「第12次5カ年」計画』（2011）、『品質発展綱要（2011～20年）』（2012）など知的財産権保護にかかる基本方針が相次いで公布され、「イノベーション国家」の確立に向けて国を挙げて取り組んでおり、地方においても地域の特性を反映し、基本法を補う形で条例や指導意見が出されている。

こうしたなか、知的財産権の保護力を高め、公平で秩序ある市場環境を維持するために模倣・粗悪品の取締りも強化されており、2010年10月から2011年6月まで実施された「全国知的財産権侵害及び偽造・粗悪商品製造・販売取締特別活動」や『知的財産権侵害及び模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国务院の意見』（国発[2011]37号）の公布など、積極的な取り組みを進めている。

しかし、実際の行政摘発等を実施するのは中国地方政府であり、知的財産権の権利者にとって今後改善を求めべき主体として地方政府の比重が増している状況にある。こうした状況の中、広東省のように省独自の摘発強化（「三打兩建」）や独自の条例（『模倣・粗悪品製造販売違法行為の取締りに関する広東省条例』）を制定する先駆的な取り組みを行うケースもみられる。

本調査では、ここ2～3年の地方政府の独自条例の制定・改正及び独自の摘発活動等の動向を整理・分析することにより、先駆的な取り組みを抽出し、他の地方政府に拡大するための基礎資料を整備することを目的とする。